

(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業
入札説明書

令和4年(2022年)11月

滋賀県

目次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	事業概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 公共施設等の管理者の名称	2
	(3) 担当部局	2
	(4) 事業方式	2
	(5) 施設の位置づけ	2
	(6) 事業スケジュール	2
	(7) 事業範囲	3
	ア 設計・建設段階	3
	イ 開館準備段階	3
	ウ 維持管理段階	3
	(8) 施設の利用許可等に関する基準について	4
	(9) 事業者の収入	4
	ア 県が支払うサービス対価	4
	イ 利用者から得る収入	5
	(10) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）	5
	(11) 公共施設等の概要	5
	ア 立地条件	6
	イ 施設構成の概要	6
3	入札参加に必要な資格に関する事項	7
	(1) 入札参加者の構成等	7
	ア 入札参加者の構成等	7
	(2) 入札参加者の参加資格要件	7
	ア 入札参加者の参加資格要件（共通）	7
	イ 入札参加者の参加資格要件（代表企業）	8
	ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）	8
	(3) 参加資格の確認基準日	11
	(4) 参加資格の喪失	11
4	入札手続に関する事項	13
	(1) 入札スケジュール	13
	(2) 入札公告（入札説明書等の公表）（①）	13
	ア 守秘義務対象資料の提供	13
	イ 守秘義務対象資料の提供方法	13
	ウ CADデータの提供	13

エ	CADデータの提供方法	14
オ	提出先	14
(3)	入札説明書等に関する説明会の開催 (2)	14
ア	開催方法	14
イ	留意事項	14
(4)	入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表 (3・4・6・8・10・11)	14
ア	受付期間	14
イ	提出方法	14
ウ	提出先	15
エ	回答の公表	15
オ	入札説明書等の変更	15
(5)	参加表明書(資格確認申請書)の受付 (5)	15
ア	受付期間	15
イ	提出方法	15
ウ	提出先	15
エ	提出書類	15
(6)	入札参加資格確認結果の通知 (7)	15
ア	受付期間	16
イ	提出方法	16
ウ	提出先	16
エ	提出書類	16
オ	理由説明への回答	16
(7)	競争的対話の実施 (9)	16
ア	対話参加者	16
イ	申込期間	16
ウ	申込方法	16
エ	提出先	16
オ	対話実施日	16
オ	対話における議題・質問等	17
	(ア) 受付期間	17
	(イ) 提出方法	17
	(ウ) 提出先	17
カ	対話による共有認識事項・質問回答等の通知	17
(8)	入札提出書類(提案書)の提出 (12)	17
ア	提出日時	17
イ	提出方法	17
ウ	提出先	17

エ	入札提出書類の作成方法等	17
オ	開札日時	17
カ	開札場所	17
キ	開札方法	18
ク	ヒアリング	18
(9)	入札価格の算定方法	18
(10)	予定価格	18
(11)	入札参加に関する留意事項	18
ア	公正な入札の確保	18
イ	入札参加に伴う費用負担	18
ウ	入札提案書類作成要領	18
エ	入札のとりやめ等	19
オ	入札の辞退	19
カ	入札の無効	19
キ	入札提案書類の取扱い	19
ク	使用する言語、通貨単位および時刻	19
ケ	苦情の申立て	19
5	事業者の選定に関する事項	21
(1)	選定委員会の設置	21
(2)	選定の方法	21
(3)	落札者の決定 (13)	21
(4)	結果の通知および公表	21
6	事業契約に関する事項	22
(1)	基本協定の締結 (14)	22
(2)	仮契約の締結 (15)	22
(3)	事業契約に係る議会の議決 (本契約の締結) (16)	22
(4)	契約を締結しない場合	22
(5)	特別目的会社 (SPC) の設立等	23
(6)	金融機関 (融資団) と県の協議	23
ア	金融機関等による報告	23
イ	県による通知	23
(7)	費用の負担	23
(8)	入札保証金	23
(9)	契約保証金	23

1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、滋賀県（以下「県」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、2022 年 8 月 31 日に特定事業として選定した（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）（以下「本件入札」という。）により募集および選定するに当たり、本事業および本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。令和 4 年 6 月 17 日に公表した実施方針および要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針および要求水準書（案）に関する質問・意見への回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。なお、「実施方針および要求水準書（案）に関する質問・意見への回答」で示す解釈については、事業契約書（案）に示す契約図書の解釈・適用の参考のため、入札説明書の参考資料として扱う。

○別添資料

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 様式集
- 別添資料 3 落札者決定基準
- 別添資料 4 基本協定書（案）
- 別添資料 5 事業契約書（案）

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問への回答」によることとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

滋賀県知事 三日月大造

(3) 担当部局

滋賀県 文化スポーツ部 文化財保護課 文化財活用推進・新文化館開設準備室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-4681

メール：bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

(4) 事業方式

事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate方式）とする。

(5) 施設の位置づけ

- ・「滋賀県立新・琵琶湖文化館の設置及び管理に関する条例（仮称）」（以下「本施設の設置条例等」という。）により地方自治法第244条第1項に定める公の施設として設置予定である。
- ・博物館法第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- ・文化財保護法53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた博物館整備、維持管理運営を行う方針である。
- ・本施設の基本計画等については、次のホームページを参照すること。

(仮称) 新・琵琶湖文化館基本計画の策定について：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/317922.html>

(6) 事業スケジュール

事業スケジュール（予定）は次のとおりである。

基本協定の締結	令和5年（2023年）8月
仮契約の締結	令和5年（2023年）9月
本契約の締結	令和5年（2023年）10月
設計・建設期間	令和5年（2023年）10月～令和9年（2027年）3月末日
引渡しおよび所有権移転	令和9年（2027年）3月末日
開館準備期間	令和7年（2025年）4月1日～供用開始日前日
供用開始日	令和9年（2027年）12月
維持管理期間	供用開始日～令和24年（2042年）3月末日

事業終了	令和 24 年（2042 年） 3 月末日
------	-----------------------

※枯らし期間は令和 9 年（2027 年） 9 月末日に終了しているものとする。

（7）事業範囲

事業者の業務は次のとおりである。なお、業務内容の詳細については、「別添資料 1 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照すること。

ア 設計・建設段階

事業者は、事業契約の締結から本施設の引渡しまでの間、次の業務を実施する。

（ア）施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 備品調達業務

イ 開館準備段階

事業者は、開館準備期間中、次の業務を実施する。

（ア）開館準備業務

- ・ 開館準備期間中の維持管理業務
- ・ 移転支援業務
- ・ 開館準備期間中の文化観光等業務

ウ 維持管理段階

事業者は、供用開始から事業期間の終了までの間、次の業務を実施する。

（ア）維持管理業務

- ・ 施設等保守管理業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ 警備業務

（イ）文化観光等業務

- ・ 文化観光業務
- ・ WEB 業務
- ・ 集客業務
- ・ インフォメーション・ラーニングゾーン運營業務

- ・施設貸出業務
- ・事務支援業務

(ウ) その他業務

- ・ミュージアムショップの運営
- ・飲食の提供
- ・自主事業

(8) 施設の利用許可等に関する基準について

本事業における施設の利用の許可や制限等の詳細は、本施設の設置条例等に定める予定である。

(9) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。詳細については、「別添資料5 事業契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」という。)の「別紙1 サービス購入料の構成および支払方法」を参照すること。

ア 県が支払うサービス対価

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は次のとおりである。

(ア) 施設整備業務の対価

本施設の設計・建設に要する費用について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、施設整備期間にわたり支払う。

(イ) 開館準備業務の対価

本施設の開館準備に要する費用について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、開館準備期間にわたり、各年度、四半期ごとに支払う。

(ウ) 維持管理業務の対価

本施設の維持管理に要する費用について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、本施設の供用開始後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに支払う。

(エ) 文化観光等業務の対価

本施設の文化観光等に要する費用について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、本施設の供用開始後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに支払う。

(オ) 開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費

本施設の開館準備・維持管理・文化観光等に要する費用のうち、光熱水費に相当する額は実費精算とし、県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに支払う。ただし、文化観光等業務のうち、施設貸出業務に要する光熱水費に相当する額は本事業のサービス対価には含まない。なお、施設貸出業務において県が講堂・研修室を利用する場合の光熱水費は、県が負担するものとする。

なお、事業者は入札提案時には、参考値として 33,100,000 円（税抜）/年間を光熱水費とすること。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入

本施設に係る利用料金である。

※県は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、講堂・研修室に係る利用料金は直接、事業者の収入とする。その場合の利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定める。

※展示室の観覧料等利用料金は県の収入とする。

(イ) 文化観光等業務により得られる収入

集客業務により得られる収入である。

(ウ) 利便施設の運営により得られる収入

ミュージアムショップの運営、飲食の提供により得られる収入である。

(エ) 自主事業により得られる収入

自主事業の実施により得られる収入である。

(10) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）

県は、要求水準書で定めたサービス水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行い、事業契約書（案）および要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

モニタリング方法およびサービス対価の減額方法については、事業契約書（案）の「別紙 2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」によるものとする。

(11) 公共施設等の概要

公共施設等の概要は以下のとおりである。なお、詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 立地条件

所在地	滋賀県大津市浜大津五丁目 1-1
敷地面積等	大津港港湾業務用地（県有地） 約3,000㎡
接道	滋賀県道 102 号大津湖岸線
地域地区	商業地域（建ぺい率 80%/容積率 400%）（都市計画法） 第 7 種高度地区（高さ 45m）（都市計画法） 駐車場整備地区（駐車場法） 大津港臨港地区（港湾法）
その他	眺望景観保全地域（大津都心地区）、市街地水辺景観区、水辺景観特別地区（景観法） 屋外広告物規制区域（第 3 種許可地域）（屋外広告物法） 埋蔵文化財包蔵地（大津城遺跡） ※令和 3 年 3 月に文化財試掘調査を実施 （本格的な発掘調査の必要はないと判断されたが、業務に当たっては、埋蔵文化財への影響が生じないように、慎重に工事を実施すること。）
交通アクセス	京阪石山坂本線・びわ湖浜大津駅 徒歩 2 分 J R 琵琶湖線・大津駅 徒歩 15 分 名神高速道路・大津 I C 10 分

イ 施設構成の概要

部門（機能）	内容	面積	
		内訳	合計
収集・保管部門	収蔵庫、点検室、借用資料一時保管庫、燻蒸室、文化財緊急保管庫 等	2,125 ㎡程度	延床面積 6,700 ㎡程度
展示部門	導入展示室、展示室、資材室	1,000 ㎡程度	
調査・研究部門	研究室、資料室、調査・修復室、スタジオ	380 ㎡程度	
情報発信・交流部門	インフォメーション・ラーニングゾーン、講堂、研修室、ボランティアスタッフルーム	500 ㎡程度	
利用者サービス部門	エントランスホール、ショップ、キッズルーム	適宜	
管理部門	管理諸室、機械室 等	適宜	
外構その他	駐車場：管理用 10 台程度 車いす利用者用駐車場 2 台程度 ※来館者用駐車場は、事業用地西側の地下駐車場を利用する。 駐輪場：管理用 10 台程度 利用者用 30 台程度		

3 入札参加に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者の構成

- ・ 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者、文化観光等業務に当たる者を含むグループであること。
- ・ 入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成企業」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

(イ) 構成企業・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、参加表明時に構成企業または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続を行うこと。

(ウ) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者または資本金面もしくは人事面において関係のある者が兼ねてはならない。

- ※「資本金面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(エ) 複数提案の禁止

入札参加者の構成企業および構成企業と資本金面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成企業および協力企業になることはできない。

また、入札参加者の協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者およびこれらの企業と資本金面または人事面において関連のある者は、他の入札参加者の協力企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

- a PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- c 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (a) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (c) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (d) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (e) 銀行取引停止処分がなされている者
- d 法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- e 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県庁舎等管理業務委託関係入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- f 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号に該当する者でないこと。
- g 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者または同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。
 - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している以下の事業者
 - ・株式会社ニュージェック
 - ・株式会社JTB総合研究所
 - ・西村あさひ法律事務所
- h 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していないこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（代表企業）

- a 入札参加者に必要な資格等（令和4年滋賀県告示第445号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者および維持管理業務に当たる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

（ア）設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、(a)～(c)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(c)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 平成14年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上（対象用途部分に係る面積とする）かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる設計業務の実績（元請に限る。）があること。
 - ・博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
 - ・博物館類似施設
 - ・ホール、劇場、音楽堂、図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(c) 平成 14 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、延床面積 3,000 m²以上の免震構造の施設（用途は問わないものとする。）の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる設計業務の実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(イ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、(a)～(g)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は(a)～(g)の要件を満たし、他の者は(a)および(g)の要件を満たすこと。

(a) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。

(c) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が 1,700 点以上であること。

(d) 平成 14 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、延床面積 3,000 m²以上（対象用途部分に係る面積とする）かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる建設業務の実績（元請に限る。）があること。

- ・ 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に定める登録博物館または同法第 29 条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂、図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(e) 平成 14 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、延床面積 3,000 m²以上の免震構造の施設（用途は問わないものとする。）新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる建設業務の実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(f) 本件工事に係る建設業法第 26 第 2 項に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が 3 ヶ月以上経過していることをいう。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

(g) 上記(a)の建設工事の種類に応じて建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
---------	-------

建築一式工事	990点以上
電気工事	840点以上
管工事	880点以上

(ウ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、(a)～(c)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(c)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 平成14年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上（対象用途部分に係る面積とする）かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる工事監理業務の実績（元請に限る。）があること。

- ・ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂、図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(c) 平成14年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上の免震構造の施設（用途は問わないものとする。）の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる工事監理業務の実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(エ) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、(a)の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を満たすこと。

(a) 平成24年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、延床面積3,000㎡以上（対象用途部分に係る面積とする）かつ収蔵庫を有する以下の施設に係る1年以上の維持管理業務の実績を有していること。

- ・ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂、図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(オ) 文化観光等業務に当たる者

文化観光等業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、(a)～(b)の要件を満たすこと。ただし、文化観光等業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)および(b)の要件を満たすこと。

(a) 平成24年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、延床面積3,000㎡以上(対象用途部分に係る面積とする)の以下の施設に係る1年以上の文化観光等業務の実績を有していること。

- ・博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・博物館類似施設
- ・ホール、劇場、音楽堂、図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(b) 平成24年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、本事業における文化観光業務(要求水準書「第5-2(1)イ 業務内容」に掲げる①～③のいずれか1つの業務)に相当する業務の実績を有していること。

(3) 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

(4) 参加資格の喪失

- ・ 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成企業または協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ・ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

- 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成企業または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、事業者（落札者）の構成企業または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者（落札者）が、参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

4 入札手続に関する事項

(1) 入札スケジュール

入札に関する手続は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

① 令和4年11月	入札公告（入札説明書等の公表）
② 令和4年11月	入札説明書等に関する説明会の開催
③ 令和4年11月	入札説明書等に関する質問（手続きに関する事項）の受付締切
④ 令和4年12月	入札説明書等に関する質問（手続きに関する事項）への回答の公表
⑤ 令和4年12月	参加表明書（資格確認申請書）の受付締切
⑥ 令和4年12月	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付締切
⑦ 令和5年1月	資格確認通知書の発送
⑧ 令和5年1月	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答の公表
⑨ 令和5年2月	競争的対話の実施（予定）
⑩ 令和5年3月	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付締切
⑪ 令和5年4月	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答の公表
⑫ 令和5年5月	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑬ 令和5年7月	落札者の決定および公表
⑭ 令和5年8月	基本協定の締結
⑮ 令和5年9月	仮契約の締結
⑯ 令和5年10月	本契約の締結

(2) 入札公告（入札説明書等の公表）（①）

入札公告に併せて、入札説明書および付属資料（要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、落札者決定基準、様式集等）（以下「入札説明書等」という。）を県ホームページ等で公表する。

ア 守秘義務対象資料の提供

要求水準書別紙等のうち、「付属資料 12 大津港地下駐車場図面」および「付属資料 16 収蔵品リスト」は守秘義務対象資料とし、参加を希望する事業者のうち、資料の提供を希望する者に対して別途提供する。

イ 守秘義務対象資料の提供方法

守秘義務対象資料の提供を希望する者は、「別添資料 2 様式集」 「様式 1-1 守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること（文書形式は Microsoft-Word とする）。件名は「【事業者名】守秘義務対象資料の提供希望」とすること（事業者名は自社名に変更すること）。なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

ウ CADデータの提供

要求水準書別紙等のうち、「付属資料 2 事業用地図」のCADデータ提供を希望する者に対して別途提供する。

エ CADデータの提供方法

CADデータの提供を希望する者は、電子メールにて申し出ること。件名は「【事業者名】CADデータの提供希望」とすること（事業者名は自社名に変更すること）。なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

オ 提出先

滋賀県 文化スポーツ部 文化財保護課 文化財活用推進・新文化館開設準備室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-4681

メール：bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

(3) 入札説明書等に関する説明会の開催 (2)

入札説明書等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

ア 開催方法

令和4年11月8日（火）から滋賀県ホームページに説明会動画へのリンクを掲載する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/322269.html>)

イ 留意事項

やむを得ない事情により、動画が再生できない場合は、令和4年12月2日までに4（2）ウ提出先まで連絡すること。なお、現地見学会の開催は予定していない。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表 (3・4・6・8・10・11)

入札説明書等に記載した内容に関する質問および意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 入札説明書等に関する質問（手続きに関する事項）の受付

令和4年11月8日（火）午前9時から令和4年11月18日（金）午後5時15分まで（必着）

(イ) 入札説明書等に関する質問（第1回）の受付

令和4年11月8日（火）午前9時から令和4年12月5日（月）午後5時15分まで（必着）

(ウ) 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

令和5年2月28日（火）午前9時から令和5年3月13日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 提出方法

質問および意見の内容を簡潔にまとめ、「別添資料2 様式集」「様式1-2 入札説明書等に関する質問書」または「様式1-3 入札説明書等に関する意見書」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、「入札説明書等に関する質問書」には件名に「【事業者名】入札説明書質問（手続き/第1回/第2回）」、「入札説明書等に関する意見書」には件名に「【事業者名】入札説明書意見（手続き/第1回/第2回）」と表記すること（事業者名は自社名に変更し、（手続き/第1回/第2回）は該当するいずれかを記載すること）。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

ウ 提出先

4（2）オ提出先に同じ。

エ 回答の公表

質問および意見に対する回答は県ホームページで一括して公表する。公表日は以下（ア）～（ウ）を目途とする。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問および意見のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

（ア）入札説明書等に関する質問（手続きに関する事項） 令和4年12月5日（月）

（イ）入札説明書等に関する質問（第1回） 令和5年1月16日（月）

（ウ）入札説明書等に関する質問（第2回） 令和5年4月3日（月）

オ 入札説明書等の変更

県は質問および意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

（5）参加表明書（資格確認申請書）の受付（⑤）

代表企業として本事業の入札に参加することを予定している構成企業は、代表企業として参加表明書（資格確認申請書）を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの確認を受けること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 受付期間

令和4年12月5日（月）午前9時から令和4年12月19日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、受付期間内に必着すること。）によるものとする。

ウ 提出先

4（2）オ提出先に同じ。

エ 提出書類

「別添資料2 様式集」に示すとおりとする。

（6）入札参加資格確認結果の通知（⑦）

入札参加資格の確認結果は、参加表明書（資格確認申請書）を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年1月16日（月）までに書面により通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり、県に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和5年1月16日（月）午前9時から令和5年1月19日（木）午後5時15分まで（必着）
（持参の場合は午前9時から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。））

イ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、受付期間内に必着すること。）によるものとする。

ウ 提出先

4（2）オ提出先に同じ。

エ 提出書類

様式は自由とするが、代表企業の代表者印を押印すること。

オ 理由説明への回答

県は説明を求められた場合、令和5年1月26日（木）までに説明を求めた参加表明書の提出者の代表企業に対して書面により回答する。

（7）競争的対話の実施（⑨）

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、次のとおり対面方式による対話の場を設ける。

ア 対話参加者

入札参加資格審査の通過者で対話を希望する参加グループ

イ 申込期間

令和5年1月16日（月）午前9時から令和5年1月27日（金）午後5時15分まで（必着）

ウ 申込方法

入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業で、対話を希望する者は、「競争的対話申込書」（様式1-4）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。電子メールで提出する際は、件名に「【事業者名】対話申込書」と表記すること（事業者名は代表者名に変更すること）。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

エ 提出先

4（2）オ提出先に同じ。

オ 対話実施日

令和5年2月6日（月）～令和5年2月17日（金）（予定）

なお、開催日時、実施場所等の詳細については申込者に対して別途案内する。

オ 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。なお、詳細は、申込者に対して別途案内する。

(ア) 受付期間

令和5年1月16日（月）～令和5年1月27日（金）（予定）

(イ) 提出方法

入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業で、対話を希望する者は、「競争的対話の議題」(様式1-5)に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式はMicrosoft-Excel とする)。電子メールで提出する際は、件名に「【事業者名】対話議題」と表記すること(事業者名は代表者名に変更すること)。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

(ウ) 提出先

4(2)オ提出先に同じ。

カ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提案、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

(8) 入札提出書類(提案書)の提出(⑫)

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を次のとおり提出すること。なお、アの入札期間に入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

ア 提出日時

令和5年5月1日（月）午後5時15分まで

イ 提出方法

持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、提出日時までに必着すること。)によるものとする。

ウ 提出先

4(2)オ提出先に同じ。

エ 入札提出書類の作成方法等

「別添資料2 様式集」に示すとおりとする。

オ 開札日時

令和5年5月2日（火）午後3時

カ 開札場所

大津合同庁舎 3階 入札室(滋賀県大津市松本一丁目2番1号)

キ 開札方法

開札は、代表企業の代表者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

ク ヒアリング

入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和5年5月頃を予定している。

日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(9) 入札価格の算定方法

県が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については「別添資料5 事業契約書(案)」「別紙1 サービス購入料の構成および支払方法」を参照すること。

(10) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

10,813,156,000円(消費税および地方消費税の額を含む。)

(11) 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

入札参加者は以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ・入札に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- ・入札に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格および提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格および提案内容等を定めなければならない。
- ・入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格および提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ・入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、または他社を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するに当たっては、「別添資料2 様式集」に示す指示に従うこと。

エ 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、または入札の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「別添資料 2 様式集」「様式 2-10 入札辞退届」を担当部局まで提出すること。

カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ・滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 199 条の規定に該当する入札
- ・資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした者の入札
- ・入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

キ 入札提案書類の取扱い

（ア）著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。

また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

（イ）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

ク 使用する言語、通貨単位および時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ケ 苦情の申立て

入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てが

あった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

5 事業者の選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

県は、落札者選定に当たり学識経験者等で構成される「滋賀県文化スポーツ部 PFI 事業者等選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会の委員については、以下のとおりであるが、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選定委員に対する接触を禁止する。なお本事業について委員に接触した者については、入札参加資格を失う。

(委員の順序は五十音順で掲載)

区分	氏名（敬称略）	分野/所属機関（団体）名
委員長	安登 利幸	P F I ・ 公民連携/亜細亜大学都市創造学部元教授 大学院アジア・国際経営戦略研究科学外副査
委員	青柳 正規	博物館/学校法人多摩美術大学理事長
委員	金子 博美	観光/（公社）びわ湖大津観光協会副会長
委員	佐藤 陽子	財務/公認会計士
委員	中嶋 節子	建築/京都大学大学院人間・環境学研究科教授
委員	増記 隆介	文化財/東京大学大学院人文社会系研究科准教授
委員	鷺尾 龍華	文化財所有者/石山寺座主
委員	渡辺 真理	建築/法政大学名誉教授

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

(3) 落札者の決定 (13)

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。選定委員会は、入札提案内容に対する「加点審査」および入札価格に対する「価格審査」を実施し、それぞれを点数化した上で、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を最優秀提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、落札者決定基準を参考とすること。

(4) 結果の通知および公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて県ホームページで公表する。

6 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結 (14)

県と落札者は、入札説明書等および入札提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業者とする。

(2) 仮契約の締結 (15)

県は、基本協定に基づいて事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続を行う場合がある。

なお、県は仮契約の締結に際してSPCに「暴力団等の排除に関する誓約書」の提出を求める。

(3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結） (16)

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

- ・落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成企業または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ・基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、事業者の構成企業または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者が、参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(5) 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を経営するに当たり妥当な資本金を持ったSPCを滋賀県内に設立すること。入札参加者の構成企業によるSPCへの出資比率は50%を超えること。

なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態および事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に県が金融機関等の融資団に通知する義務

(7) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者または事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者または事業者の負担とし、本事業のサービス対価に含むものとする。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(9) 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。